

申告のときに準備するもの

- 住民税（市県民税）申告でも確定申告でも準備するものは同じです。源泉徴収票や生命保険料控除証明書などは、原本を申告書と一緒に提出します。必要であれば写しをとっておいてください。
- 営業・農業・不動産の所得がある人は、1年間の売上げや経費を整理した収支内訳書の提出が必要です。

申告するときは主に次のものを準備します。

対象者	準備するもの	
<u>全ての人</u>	<u>個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類（運転免許証・保険証など）、印鑑</u>	
還付を受ける人	申告者の通帳など振込口座の確認ができるもの	
収入に関するもの	公的年金・給与・報酬などをもらった人	源泉徴収票（原本）
	生命保険契約に係る年金・満期保険金・一時金をもらった人（学資保険も含む）	支払いの通知書（原本）
	営業・農業・不動産の所得がある人	事前に作成した収支内訳書
	配当所得がある人	特定口座年間取引報告書・支払通知書など
	株式の譲渡所得がある人 ※損失繰越控除を受ける場合は、連続して毎年確定申告が必要です。	特定口座年間取引報告書・売買報告書など ※損失を繰り越す場合は前回申告の「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の写し
	土地・建物の譲渡所得がある人	売買契約書・譲渡資産の取得価額・譲渡に係る経費（登記費用や仲介手数料など）がわかるもの
	その他の所得がある人	収入や支出の金額がわかるもの
控除に関するもの	国民年金保険料を支払った人	支払証明書（年金事務所発行）
	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を支払った人	支払証明書
	生命保険料・地震保険料控除を受ける人	保険料控除証明書（各保険会社発行）
	医療費控除を受ける人	事前に作成した医療費の明細書 *セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける場合は、予防接種の領収書や健診の結果通知
	障害者控除を受ける人	障害者手帳など障害の等級がわかるもの
	住宅借入金等特別控除を受ける人 ※控除を受けるための条件や必要書類が複雑です。ご不明な点があれば事前に相談してください。	住宅ローンの年末残高証明書・売買契約書や工事請負契約書の写し・登記事項証明書（登記簿謄本） （2回目以降の申告の人は、住宅ローンの年末残高証明書・初回申告時の住宅借入金等特別控除計算明細書の写し又は税務署から送付される控除証明書）
国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、寄付をした人（ふるさと納税など）	<u>寄付金領収書（確定申告・住民税申告する場合はふるさと納税ワンストップ特例が無効になるため寄付金控除の申告もあわせて行う必要があります。）</u>	

年金の源泉徴収票の問い合わせ先（源泉徴収票の再発行など）

※お電話の前に年金証書など基礎年金番号が確認できるものを用意してください。

ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165

広島南年金事務所 電話082-253-7710